●かわる障害者(児)の支援制度

◆障害に係る公費負担医療が自立支援医療に変わります(平成 18 年4月から)

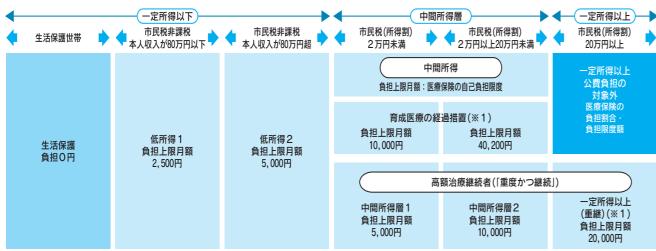
①対象者

従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者(一 定所得以上の者を除く)。(対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり)

②給付水準

自己負担については原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得水準などに応じ てひと月当たりの負担に上限額を設定。また、入院時の食費(標準負担額相当)について は原則自己負担。

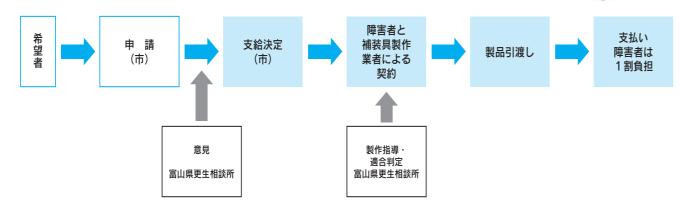




育成医療の経過措置および「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置は、施行後3年間を経た 段階で医療実態などを踏まえて見直す。申請・相談の窓口は中部厚生センター(☎472-1234)です。 ※手続きの相談は、かかりつけの医療機関や市福祉課社会福祉担当です。

◆補装具の制度はこう変わります (平成 18 年 10 月から)

- <補装具費の支給>
- ・これまでの現物支給から、補装具費(購入費、修理費)の給付へと変わります。
- ・利用者負担額については、補装具費の1割となります。ただし、所得などに応じて月 額負担上限額が設定されます。所得区分については、障害福祉サービスと同様となり
- ・支給決定は、障害者または障害児の保護者からの申請に基づき、市が行います。



◆障害児施設は契約方式に変わります(平成 18 年 10 月から)

障害児施設(知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児 施設)は、措置から契約方式に変わります。

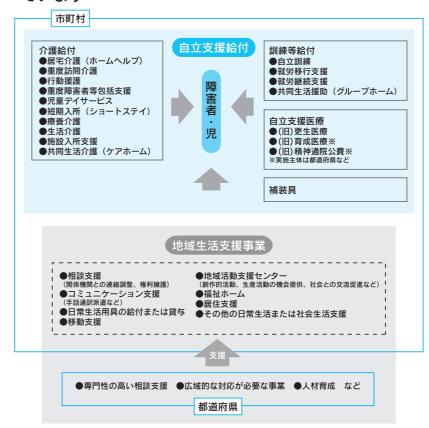
障害児の保護者は、県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

※利用の手続き・問合せ先 福祉課社会福祉担当 (内線331・332)

かわる障害者(児)の支援制度

平成 18 年4月、障害者自立支援法が施行されます

◆障害者自立支援法による、総合的な自立支援システムの 全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成され ています



◆障害福祉サービスの利用者負担の仕組みはこう変わります (平成 18 年4月から)

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着 目した負担の仕組み(1割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定) に見直されるとともに、障害種別で異なる食費・光熱水費などの実費負担 も見直され、3障害共通した利用者負担の仕組みとなります。また、定 率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じら

■月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担 上限額が設定されます。

	区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
	生活保護	生活保護受給世帯	0円
	低所得1	市民税非課税世帯で、サービスを利用する	15,000円
		ご本人の収入が80万円以下の方	
	低所得2	市民税非課税世帯	
		例3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、	24,600 円
		おおむね 300 万円以下の収入	
		例単身世帯で障害基礎年金以外の収入が、	
		おおむね 125 万円以下の収入	
	— 般	市民税課税世帯	37,200 円

④就労支! ※利用の手続きの支給決定のより 国ビ こスを利

きは組 負み的 担額に強化 変更 が明 あ確 り化

あの種 る仕組 身近な市 々 ŧ 町 -ビス 責任をもっ 費の 用利 負 用 担を行ると所 7 得 的に をじ サ た負 -ビスを提 ル担 化を して財 行 うと

② 障 害

害のために害の

僧 自 立

支援法

のポ

障

害

· 精

害

か

わ

え

用



源

障害のある人々の 自立を支えます



3 平成18年3月1日/広報なめりかわ 平成18年3月1日/**広報なめりかわ** 2